

# こまだ駅東まちづくりだより

発行:精華町 事業部 都市整備課

TEL 0774-95-1902 Fax 95-3973

Mail toshi@town.seika.lg.jp



## 審議会委員が決定

土地区画整理審議会委員の任期満了に伴い実施しました審議会委員選挙につきましては、候補者数が委員の定数と同数でしたので無投票となり、8名を当選人として決定いたしました。

また、8名の他、学識経験を有する委員として2名を選任しましたので、ご報告いたします。  
委員の氏名及び任期は、下記の名簿のとおりであり、会長・副会長については、今後開催します審議会において、委員の互選により選出される予定です。

審議会委員が決定しました！

粕田駅東特定土地区画整理審議会委員名簿

太田 孜

奥村 昇

公文代憲篤

近藤 勝明

武田 宏治

中井 啓二

西本 博行

藤田 徳司

山際 三郎

吉川 和彦

(学識経験委員)

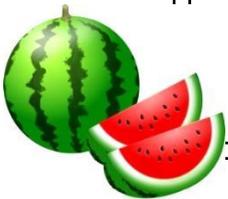
(学識経験委員)

(敬称略、五十音順)

〔任期〕

平成30年6月11日から

5年間又は事業完了時まで



## ◎土地区画整理審議会の役割

審議会は、事業における各段階での重要な手続き（左記の事項）を進める場合において、権利者の意見が反映されるように、施行者が行う手続き（左記）に対する審議を行うための諮問機関として設置します。

- 意見を聴いて進める事項
  - ・換地計画の作成
  - ・提出された意見書の審査
  - ・仮換地の指定及び変更
- 同意を得て決定する事項
  - ・評価員の選任
  - ・保留地の決定
  - ・過小宅地の基準地積決定
  - ・特別宅地の決定

**水路に近づかないで!!**

これからの季節、夕立ちや台風などの大雨により、一時的に水路が増水する場合があります。

全国各地で毎年のように、増水した水路に転落して命を失う事故が発生しています。

夏休み期間でもあり、子どもたちが、水遊びなどで水路に近づかないように、地域やご家庭でも注意をお願いします。



**宅地の管理について**

現在、事業区域内の町管理地において、草刈りを実施しています。特に道路や住宅に面する箇所を重点的に、今後も周辺の安全に十分配慮して実施していきます。なお、使用収益を開始している土地については、各地権者での管理となりますので、適正な管理に努めていただきますようによろしくお願いします。



**換地処分に向けて**

狛田駅東地区では、年度内での換地処分に向けた手続きを進めていきます。

現在は、事業後における皆さんの土地の町名地番や面積、清算金などを取りまとめた換地計画(案)を作成しており、今後、案がまとまり次第、審議会への諮問、皆さんへの縦覧手続きなど進めていきます。

また、新しい町名地番(住所)については、換地処分の公告後におきまして、事業区域内全てを一斉に変更することになります。

詳しい内容については、今後、順次、皆さんにお知らせしていきますので、事業への引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いします。

